

令和5年度  
市町村教育委員会  
教育長・教育委員 研修会

行政説明1

「小中学校における特別支援教育について」

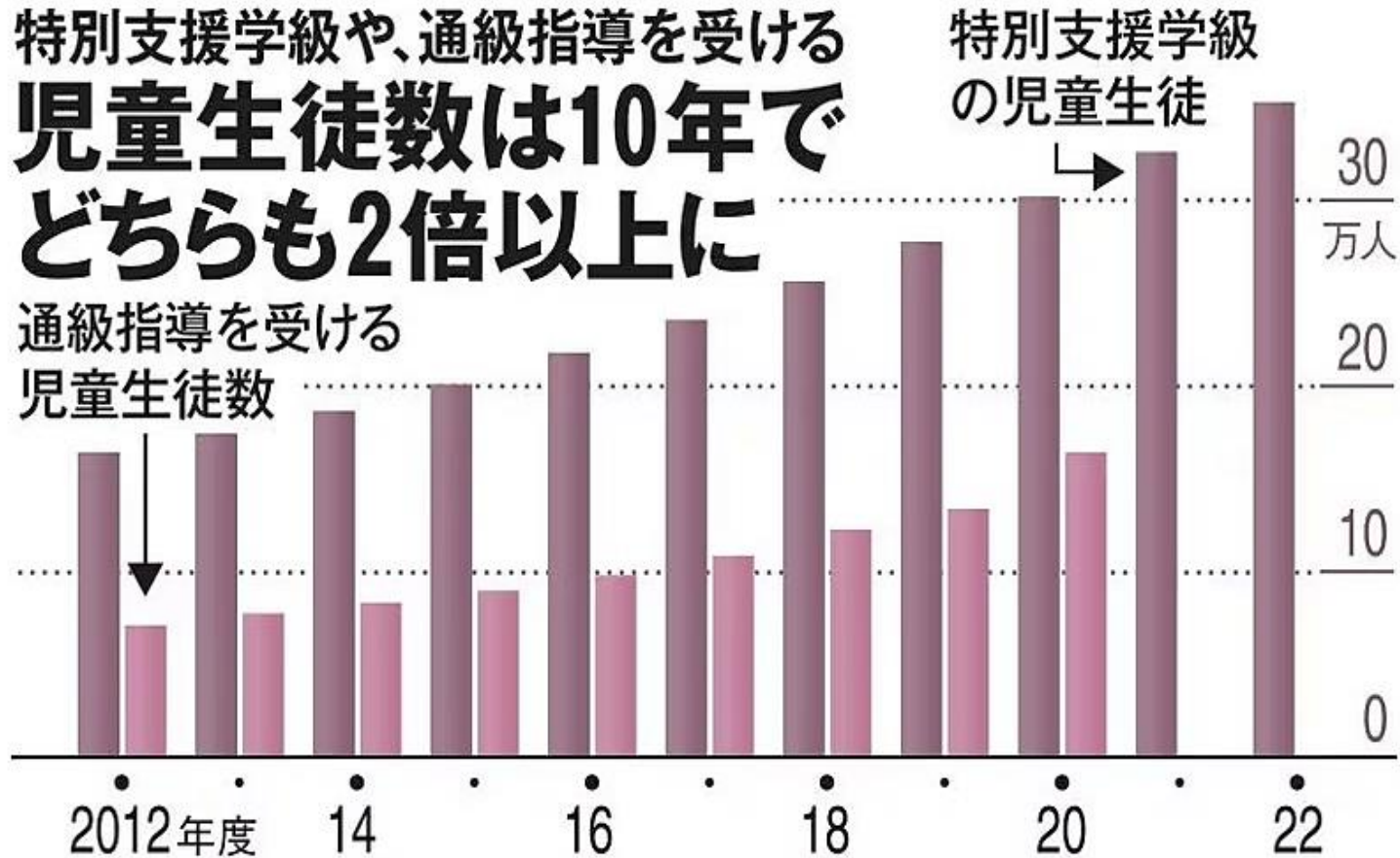
教育庁県立学校教育課 特別支援教育室

# 特別支援学級等の増加

特別支援学級や、通級指導を受ける  
児童生徒数は10年で  
どちらも2倍以上に

通級指導を受ける  
児童生徒数

特別支援学級  
の児童生徒



文部科学省「2023年特別支援教育の充実について」の資料から。  
データは各年度5月1日現在。通級指導の2020年度のみ21年3月  
31日を基準とした。通級指導は18年度以降、高校の生徒数も

(背景として)

特別支援教育  
への理解の  
高まり等

特別支援学級数		(出典：学校基本調査)									
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
小学校	知的障害	232	235	235	282	302	322	356	368	390	397
	肢体不自由	4	6	8	13	20	29	36	41	46	45
	病弱・虚弱	0	1	1	3	9	14	23	38	44	44
	弱視	0	0	0	0	3	5	5	5	6	4
	難聴	6	5	5	6	12	14	18	25	23	27
	言語障害	26	24	25	25	29	30	35	41	52	55

沖縄県では、10年間で小中学校の特別支援学級が約3倍  
約1100学級増加、つまり約1100人の教員が必要

特別支援教育専門性の維持や教員の確保が懸念される状況

小 中 計	弱視	0	0	0	0	3	7	8	10	10	8
	難聴	10	8	9	12	17	22	30	38	36	39
	言語障害	33	32	31	33	37	38	45	50	56	61
	自閉・情緒	181	229	272	347	443	507	596	702	767	833
	合計	566	626	680	819	974	1,101	1,266	1,432	1,559	1,647
増減		60	54	139	155	127	165	166	127	88	

# 小中学校 特別支援学級の状況

特別支援学級在籍者数の全校児童生徒数に占める割合

R4全国平均 小学校 4.1% 中学校 3.4%

R4沖縄県平均 小学校 6.6% (6,550人) 中学校 5.3% (2,488人)

R5沖縄県平均 (速報値) 小学校 6.9% (6,829人) 中学校 5.5% (2,602人)

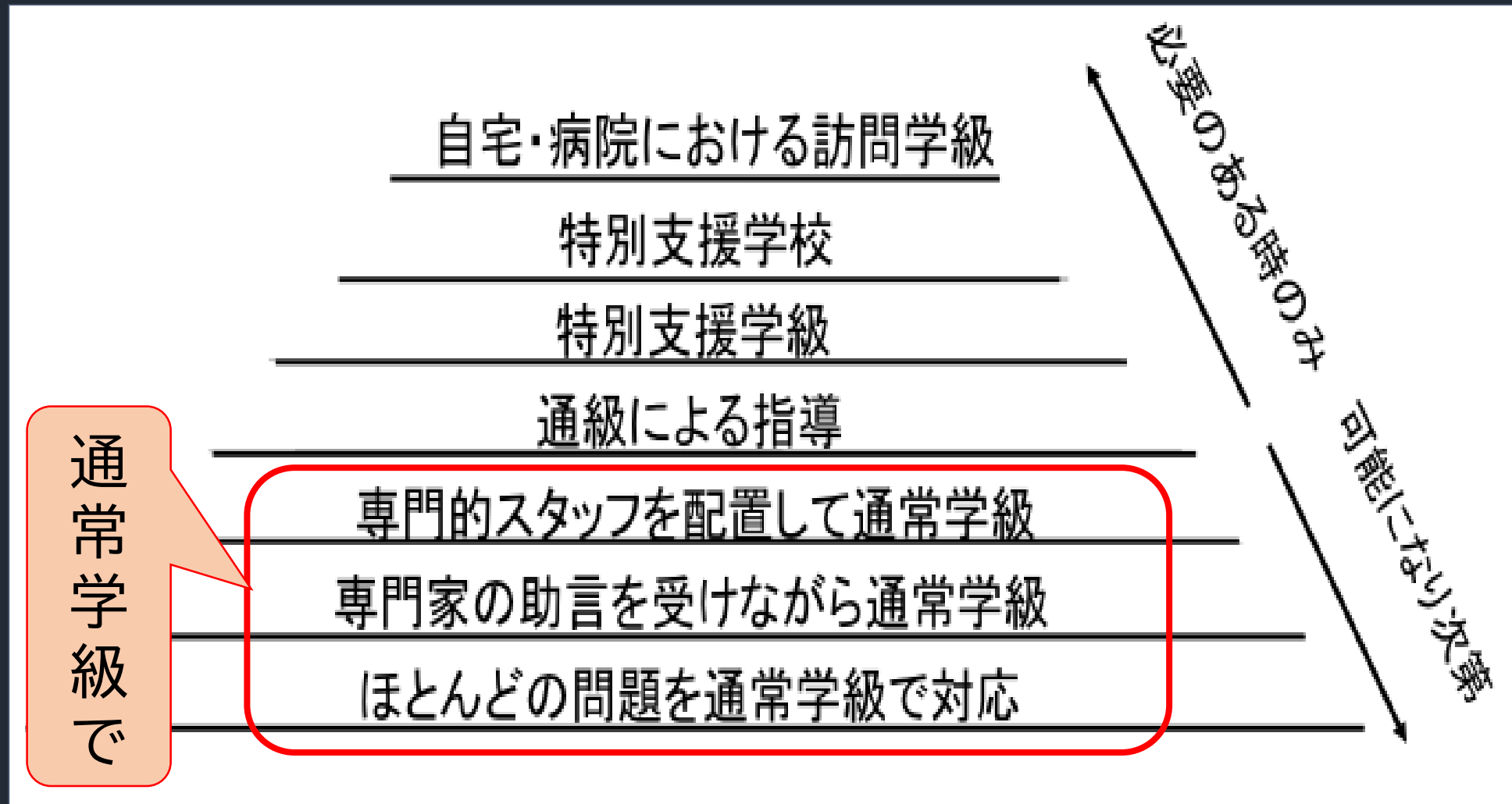
\*1校に特別支援学級が5学級以上ある学校がある。 (学校基本調査)

# インクルーシブ教育システム

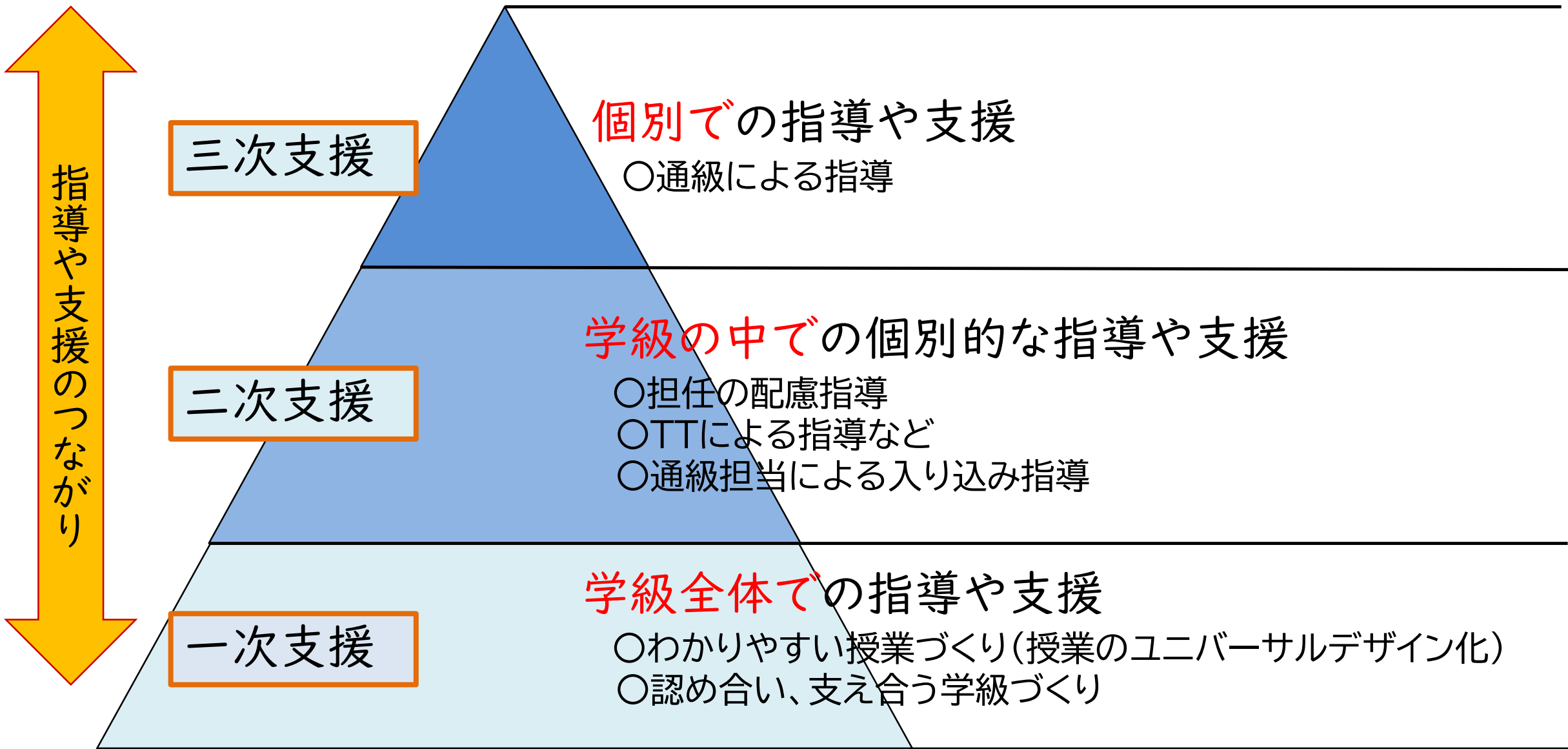
「可能な限りともに学ぶしくみ」

- 1 同じ場で共に学ぶことを追求する。
- 2 自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する。
- 3 連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

# 連続性のある「多様な学びの場」



# 多層支援からインクルーシブへ



# 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」

令和4年12月 文部科学省

学級担任等による回答に基づくもの。発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示す。

## 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」

・ 小学校・中学校 8.8%

・ 高等学校 2.2%

\* 知的発達に遅れはないものの「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合



# 「発達障害の定義」

発達障害者支援法より

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともある

自閉症

広汎性発達障害 (PDD)

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

教員の障害(特性)

理解で対応は変わる。

困った生徒 ⇒ 困っている生徒

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障害に含まれる。

# 障害に応じた特別支援学校・通常の学校における学びの場

障 害	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	通常の学校	
		特別支援学級 (学校教育法第81条②)	通級による指導 (学校教育法施行規則第140条)
視覚障害【弱視】	視覚障害特別支援学校	弱視特別支援学級	○
聴覚障害【難聴】	聴覚障害特別支援学校	難聴特別支援学級	○
知的障害	知的障害特別支援学校	知的障害特別支援学級	
肢体不自由	肢体不自由特別支援学校	肢体不自由特別支援学級	○
病弱【身体虚弱】	病弱特別支援学校 (含:身体虚弱者)	身体虚弱特別支援学級 (含:病弱者)	○
言語障害		言語障害特別支援学級	○
自閉症		自閉症・情緒障害 特別支援学級	○
情緒障害			○
学習障害(LD)			○
注意欠陥多動性障害(ADHD)			○

## 医療との連携から

「発達障害における  
診断前支援の  
必要性  
について」



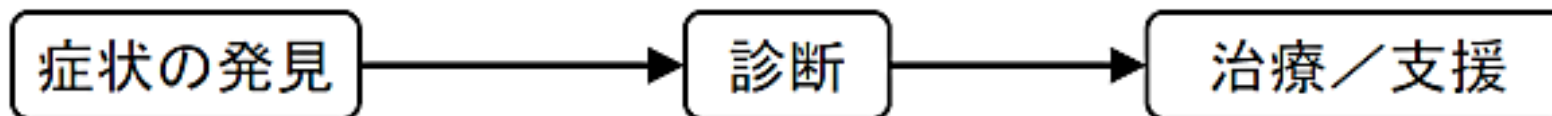
診断名に対して  
ではなく  
支援ニーズに  
対応できる  
支援体制の整備  
が望まれる。

沖縄県子どもの心の診療  
ネットワーク事業

## 発達障害と他疾患の受診に至る過程の違い

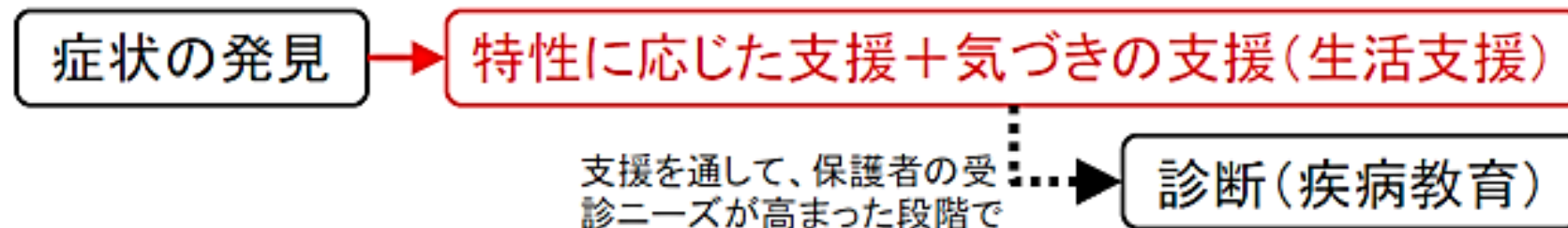


- 一般的な疾患（医学モデル）  
⇒ 診断から治療や支援が始まる



- 発達障害（生活障害モデル）

⇒ ニーズに基づいて支援を先行。支援を通して我が子を育てていくことへの肯定的イメージと生活の見通しが立った段階で、「我が子の特性を正しく知るための手段」として医療受診が望まれる



発達障害には診断よりも支援が先行される体制が必要

# 「特性に応じた指導・支援の基本的な考え方」

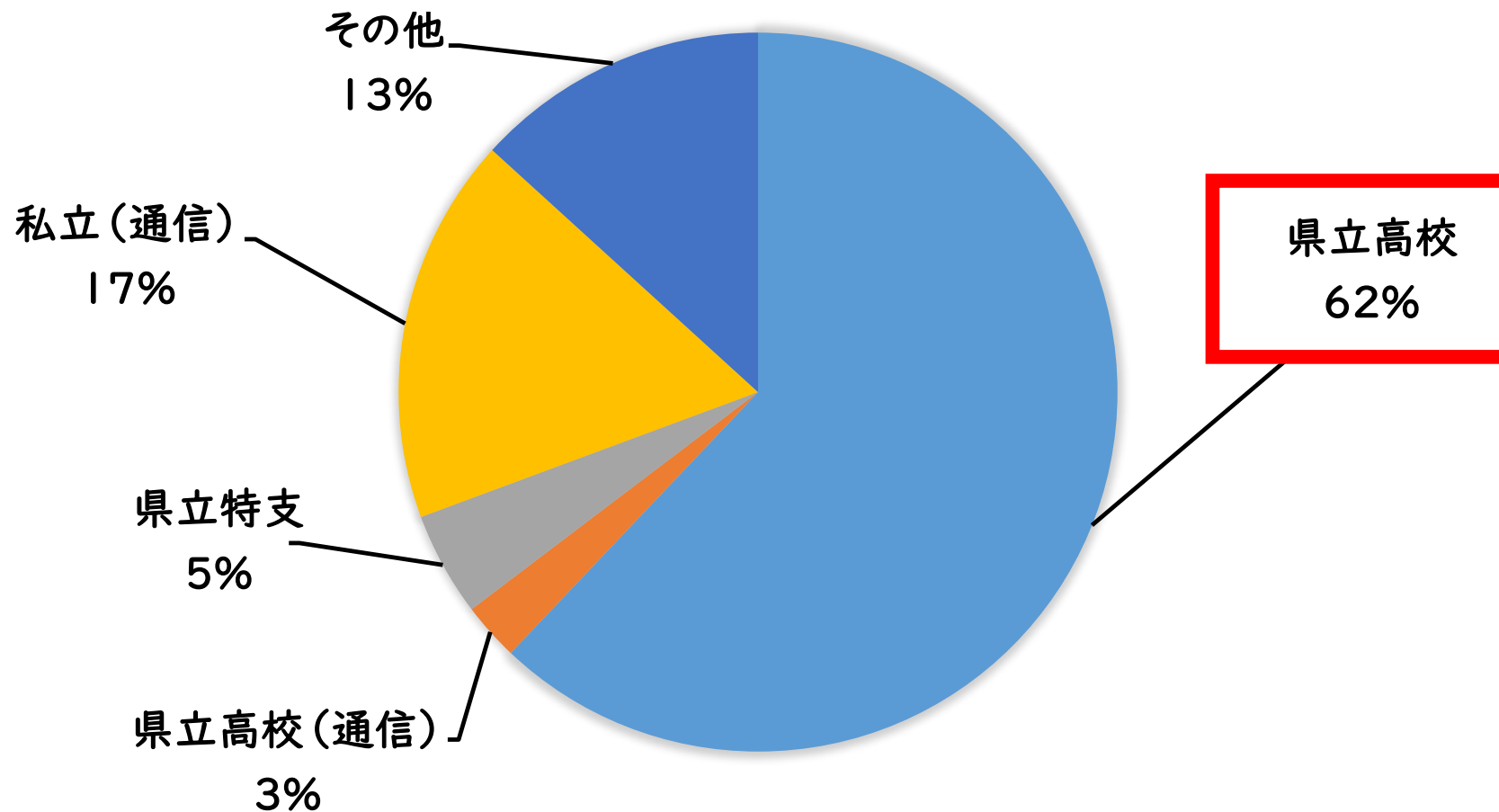
国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター 笹森洋樹

- ・ 医学モデルから社会モデルへ 発達障害≠不適応
- ・ 個人を学校（環境）にあわせる視点と学校（環境）を個人にあわせる視点の両面が重要

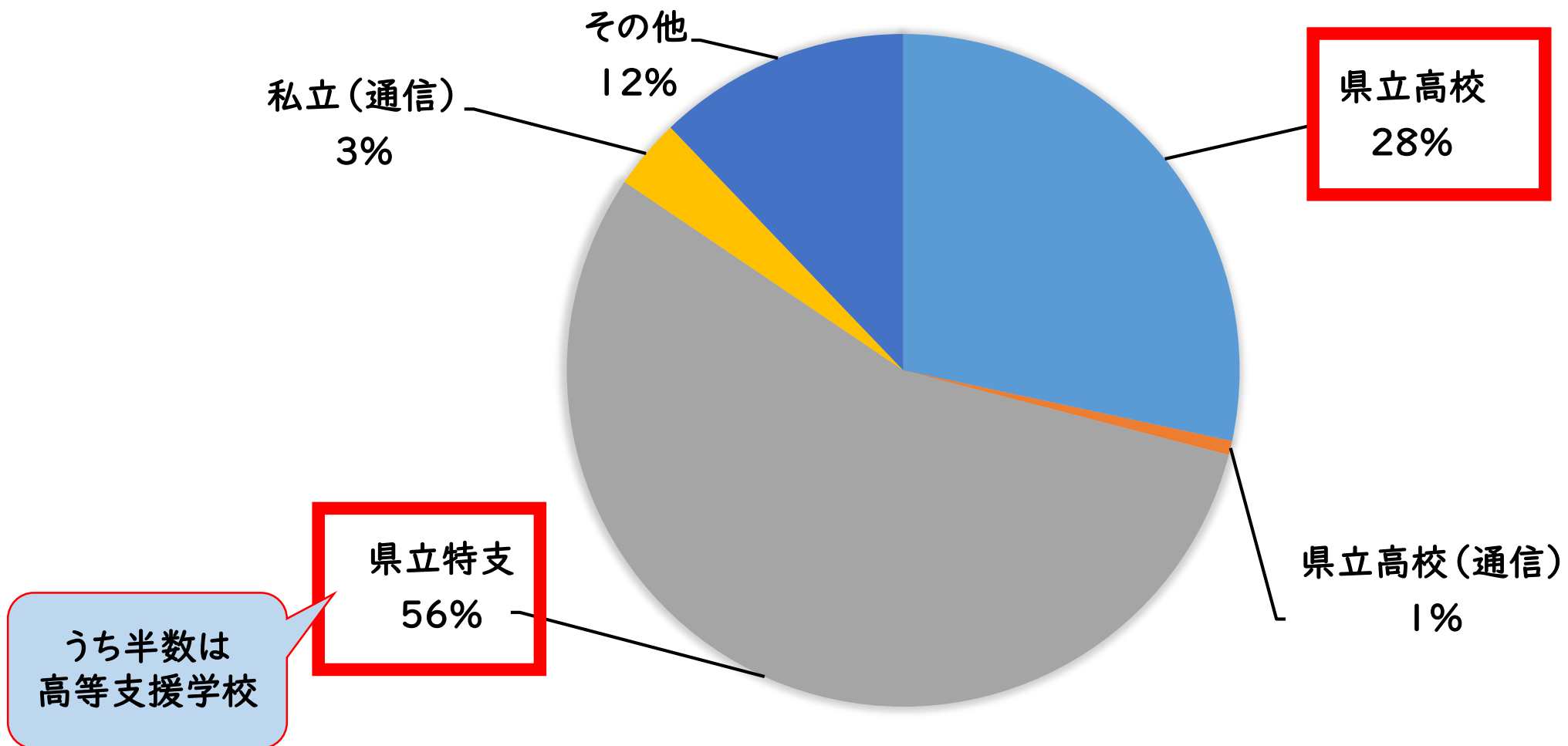
- ・ 発達障害の特性=障害なのではなく、社会適応上の困難さが障害につながっていること。
- ・ 特性に応じた指導・支援は、障害特性そのものを改善するということではなく、適応上の困難さを改善・軽減すること。
- ・ 環境にも大きく影響を受けることから、個への指導・支援とともに環境調整の視点が重要であること。

# R4年度「特別支援学級・通級による指導」 生徒進路先調査（公立中学校）

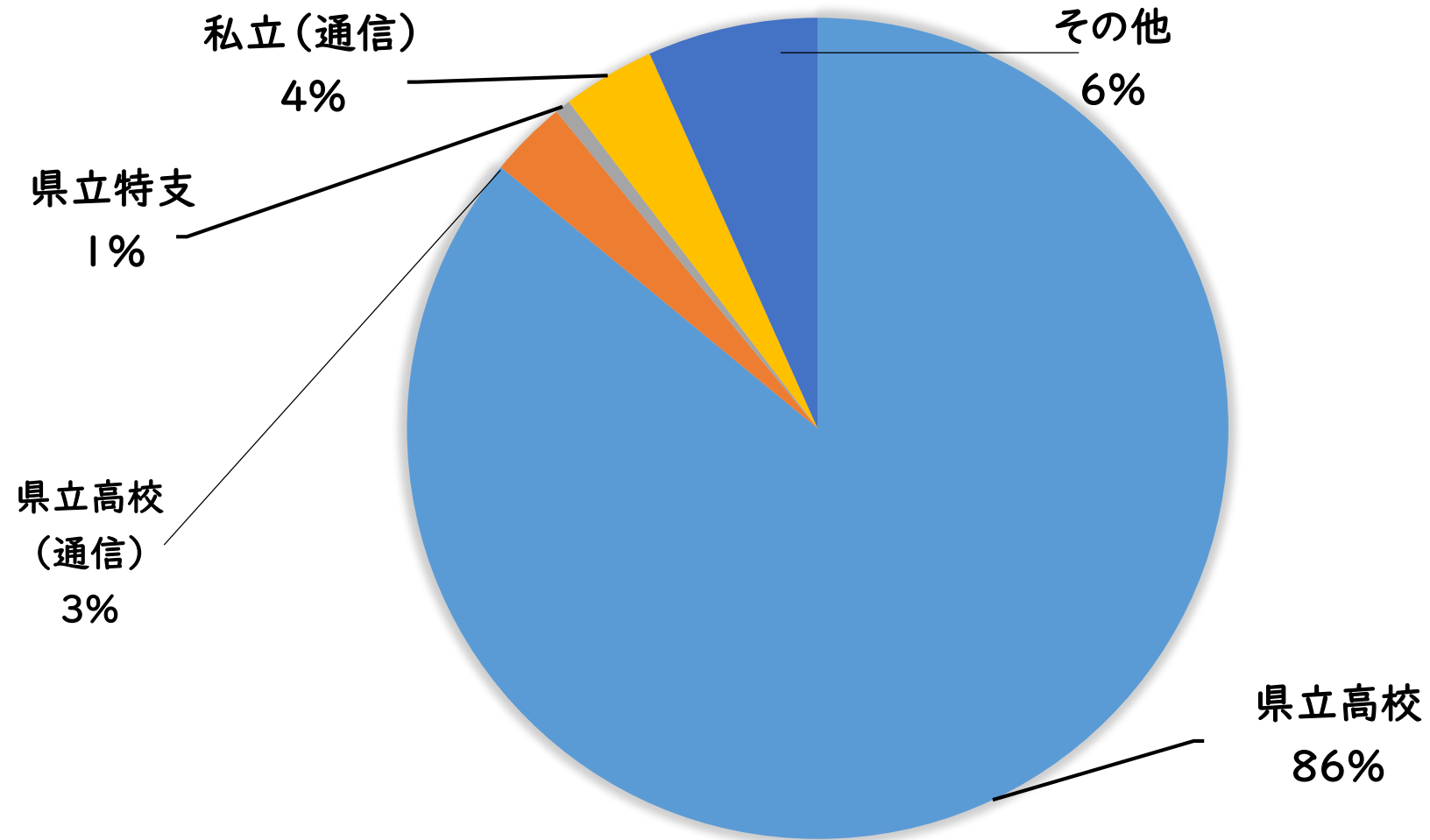
## 【自閉症・情緒障害特別支援学級】



# 【知的障害特別支援学級】



## 【通級による指導】



# 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (通知)

25文科初第756号 平成25年10月4日

## 留意事項 (抜粋)

- キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。



# 小中学校における通級による指導及び特別支援学級の対応等

学級種別等 (学びの場)	通常学級	特別支援学級	補足説明	義務教育終了後の進路	
	通級による指導 (自校・巡回・他校)			障害の種類	基本的な進学先
	①弱視 ②難聴 ③肢体 ④身体虚弱(病弱) ⑤言語 ⑥自閉 ⑦情緒 ⑧LD ⑨ADHD	①弱視 ②難聴 ③知的 ④肢体 ⑤身体虚弱(病弱) ⑥言語 ⑦自閉・情緒	①通級による指導は知的のみ対象外。 ②原則として主障害に応じて判定・措置する。 ③二以上の障害を合わせ有する場合は、診断された主障害を確認して判定・措置する。	①弱視 → ②難聴 → ③知的 → ④肢体 → ⑤身体虚弱(病弱) → ⑥言語 → ⑦自閉・情緒 → ⑧LD → ⑨ADHD →	①高校・特支(視覚) ②高校・特支(聴覚) ③高校・特支(知的) ④高校・特支(肢体) ⑤高校・特支(病弱) ⑥高校 ⑦高校 ⑧高校 ⑨高校
教育課程 (学びの保障)	各在学校種(小学校又は中学校)の教育課程		・高校受験など生徒の希望と柔軟な進路選択肢を保障するため、知的特別支援学級も含め、各在学校種(小学校又は中学校)の教育課程を実施し評定する。	令和4年9月7日付 教県第1074号 <b>「教育相談 (就学・進学・学びの場の変更)等の対応について(通知)」</b>	
	基本的に自立活動を行う		・通級による指導は、基本的に自立活動を取り扱う。		
		※知的教育課程実施の特例	※生徒の状況等を考慮し、真に必要な場合に限り、知的教育を取り扱う特別支援学校の教育課程を実施することができる。		

中学校	知的障害特別支援学級 以外 (知的障害なし)	知的障害特別支援学級 (知的障害あり)
高等学校	<p>○公立高等学校 (通信制・定時制含む)</p> <p>○私立高等学校 (通信制含む)</p>	<p>○公立高等学校(通信制・定時制含む) *知的障害特別支援学級在籍の生徒の高校進学も増えています。</p> <p>○私立高等学校(通信制含む)</p> <p>○県立高等支援学校* (知的障害の程度が軽度)</p> <p>○県立特別支援学校高等部 (知的障害の程度が概ね中・重度)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>高等支援・特別支援学校の出願では、療育手帳(写)の提出が必要。 *未取得の場合は専門医の診断書 (専門医の診断書は障害の程度を明記)</p> </div>
大学、専門学校、就職、就労 など		

\*軽度知的障害のある生徒対象の高等特別支援学校(所在地 定員)全県学区

- ・沖縄高等特別支援学校(うるま市 定員50名)
- ・南風原高等支援学校(南風原町 定員20名)
- ・やえせ高等支援学校(八重瀬町 定員10名)
- ・陽明高等支援学校(浦添市 定員20名)
- ・中部農林高等支援学校(うるま市 定員10名)

## 知的障害 特別支援学級 在籍生徒の 進路について

高校進学が  
増えていることを  
踏まえた対応  
(説明責任)

\* 通常、中学3年で  
知的障害となる  
ことは、考えられ  
ない。

# 「通常学級における障害のある児童生徒等への支援の充実について」

障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)(令和5年3月13日)

○**校内委員会の機能強化** ➡ 校内委員会の再点検、障害者理解教育の推進。

「通常の学級でできうる支援策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討」

- ・ わかりやすい授業の工夫・個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用
- ・ ICTの活用、合理的配慮・特別支援教育支援員・専門家等からの支援

○**通級による指導の充実** ➡ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要

- ・ 自校通級や巡回指導を促進・自立活動の意義と指導の基本を改めて周知

○**特別支援学校のセンター的機能の充実** ➡ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実

# 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを自指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者\*による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。\*個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。



## 合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

## 社会的バリアを取り除くための申出



## 建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応例 車いす、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など



## 合理的配慮の提供

知る

### 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる

### 障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口で寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



令和6年4月1日  
「改正障害者差別解消法」施行

## 事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」義務化

- ・合理的配慮の提供で重要なのは、「建設的対話」。
- ・障害のある本人と話し合っ、共にできる対応策を検討する。
- ・学校での対応は、個別の教育支援計画等に必ず明記。

# インクルーシブ教育システムの考え方

○合理的配慮の提供等で通常の学級で学ぶ

診断がある・配慮を要する ≠ 特別支援学級対象

○就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく  
教育的ニーズの変化に対応する

(例) 特別支援学級在籍だが大半を通常学級 → 通常の学級へ  
発達障害、不登校による学力の遅れ ≠ 特別支援学級対象

学校全体で特別別支援教育を推進

授業改善 ユニバーサルデザイン

# 沖縄県特別支援教育推進計画(令和4年9月策定)

## 施策の展開(抜粋)

### 1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化

- ・ 就学前における早期からの相談・支援の充実
- ・ 就学相談や学びの場の検討等の支援
- ・ 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実

### 2 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- ・ 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
- ・ 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

### 3 ICT活用等による特別支援教育の質の向上

- ・ ICT活用による一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進

### 4 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実


- ・ 就学前からの連携
- ・ 在学中の連携
- ・ 関係機関等との連携強化による支援体制の整備と施策の推進

【概要版】 沖縄県特別支援教育推進計画

**趣旨**  
沖縄県特別支援教育推進計画は、文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方を踏まえ、本県の現状を把握し、課題をふまえて具体的な施策推進のための計画として策定し、特別支援教育を推進・充実させることを目的とするものです。インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の在り方や今後の方向性について、効率的かつ効果的な施策展開を図るために、長期的・総合的観点から将来の展望を示すことを目指します。

**1 基本方向**  
特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。  
共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じて最も確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備していく必要があります。これらの方向性を実現するため、

- ・ 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化
- ・ 特別支援教育を担う教員の専門性向上
- ・ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実を進めていきます。



1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化

3 30000 10 100000

(1) 就学前における早期からの相談・支援の充実【P5.6】

# 高等学校における多様な学びの在り方について

- 「高等学校における通級による指導」

- 平成30年度より導入して現在6校で実施。  
通級による指導が必要となる生徒の判断手続き等の例を示す

- 通級による指導の拡大に向けて

- 令和4年9月12日付教県第1087号  
「高等学校における通級による指導の対応について」  
高等学校における通級による指導の体制整備について関係校の役割や取組内容を示す。

- 高等学校における多様な学びの在り方研究モデル校

- 義務教育段階の学び直しなど、多様な学びができる高校の設置

番号	学校名	障害種	通級の形態
1	泊高校	LD,ADHD	自校通級による指導
2	八重山商工(定時)	LD,ADHD	自校通級による指導
3	嘉手納高校	LD,ADHD	自校通級による指導
4	那覇工業(定時)	LD,ADHD	自校通級による指導
5	北部農林(定時)	LD,ADHD	自校通級による指導
6	コザ(定時)	LD,ADHD	自校通級による指導

# 高等学校における特別支援教育について

## (1) 高等学校における特別支援教育支援員配置数

令和5年8月1日現在

32校に57人を配置

## (2) 「合理的配慮に係る環境整備事業」

と連動した活用 令和5年4月3日付教県第3号

- ・実態把握及び支援に係る相談
- ・教育支援機器等の活用  
(生徒の実態把握と支援方法の確認も含む)
- ・校内研修等  
(学校の要請に応じ、合理的配慮及び発達障害のある生徒の支援に関する校内研修の講師派遣)

特別支援教育支援員活用状況  
九州地区公立高等学校等の推移  
文部科学省調べ

県名	配置数 R2	配置数 R3	配置数 R4	公立 高校数
福岡県	11	16	20	105
佐賀県	11	8	9	35
長崎県	9	9	9	57
熊本県	9	7	9	52
大分県	7	8	9	40
宮崎県	4	4	5	37
鹿児島県	4	5	5	68
<b>沖縄県</b>	<b>51</b>	<b>47</b>	<b>56</b>	<b>59</b>



# 沖縄県公立学校教員等育成指標の改訂について

## 「特別支援教育に係る育成指標」

	学校に活力を与える！ 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかり担う！ 基礎ステージ (2～4年目)	教育活動を推進する！ 充実ステージ (5～9年目)	中心的な役割を果たす！ 発展ステージ (10～17年目)	全校的な視点から学校を支える！ 指導ステージ (18年目以降)
人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解	<b>人権を尊重する教育の推進</b>				
	<p>○学校の教育活動全体を通じて、人権を尊重する教育の推進が求められていることを理解している。</p> <p>○個人の尊厳をはじめ、自他の人権を尊重することの意義や必要性を認識し、それを守ろうとする意識、意欲、態度を身に付けている。</p> <p>○様々な人権課題について基礎的知識を持ち、偏見や差別につながる情報を見抜く力を身に付けている。</p>	<p>○児童生徒一人一人を尊重し、豊かな人間関係を築くとともに、児童生徒の気持ちや願いを理解した上で、適切な指導ができる。</p>	<p>○児童生徒の実態等に応じて学校の課題を把握し、知識や経験、技術等を踏まえた創意工夫のもと、課題解決に向けた取組を進めることができる。</p>	<p>○人権教育に関わる学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進等において中心的役割を果たすことができる。</p> <p>○地域・関係諸機関と連携して、人権を尊重する教育を推進し、他の教職員と連携・協働するとともに、適切に指導・助言することができる。</p>	
	<b>特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応</b>				
	<p>○特別支援教育の理解、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等について理解している。</p> <p>○柔軟で多様な学びの場とその指導の在り方についての重要性を理解している。</p>	<p>○特別支援教育の動向や特別な配慮を必要とする児童生徒の特性等を理解し、教育的ニーズに対応できる。</p> <p>○学びのユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりをすすめることができる。</p>	<p>○様々な背景のある多様な児童生徒等の教育的ニーズ等に的確に対応することができる。</p> <p>○学校における特別な配慮を必要とする児童生徒の特性等について深く理解し、個々のニーズに応じた具体的な支援内容・支援体制の構築を進めることができる。</p>	<p>○教職員の専門性を生かしながら、多様な個別の支援を必要とする児童生徒等の教育的ニーズに学校全体の視点で組織的・継続的に指導することができる。</p> <p>○校内及び関係機関との支援体制を整備し、柔軟で多様な教育を推進することができる。</p>	<p>○多様な支援を必要とする児童生徒等の課題解決に向けて、指導力を発揮することができる。</p> <p>○管理職と連携・協働して組織的な指導や支援体制を整備し、他の教職員からの相談にも助言等を行うことができる。</p>

○「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応」については、「障害」の有無にかかわらず「全ての児童生徒」を対象とし、多様な児童生徒の理解を進めるという趣旨で設定するもの



# 通常学級における障害のある児童生徒等への支援の充実について

2023.10 県立学校教育課

	教育庁県立学校教育課 特別支援教育室			総合教育センター 特別支援教育班		関係機関との連携			
幼稚園 こども園	① 特別支援	② 通級に	③ 特別支	インクルーシブ教育システム整備事業 ①インクルーシブ教育実践推進研修 ア 特別支援教育管理職研修(校長) イ 特別支援教育新任管理職等研修(校長・教頭) ウ 一般教員研修(発達障害研修等)	教員の専門性向上 ・全ての教員への 障害理解等の周知	特別支援教育に係る研修事業 【教育経営研修班】 ・初任者研修等の	【市町村教育】 ・特別支援学校	特別支援教育 総合推進整備事業 【福祉】 【医療】 【労働】	【大学】 ・琉球大学教職員大学(支援体制強化への連携)
小学校									
中学校									
高等学校									
就労・進学等	【教育】高等学校、特別支援学校⇒個別の移行支援計画、指導要録等・キャリアパスポート、新サポートノートえいぶるの活用 【福祉】相談支援事業所⇒相談アセスメント、サービス等利用計画他 【労働】障害者職業センター⇒職業評価、職リハ計画他			【労働】 「じゅまーる」 連携 働政策課					

## 「特別支援教育を担う教員の専門性向上」

- ・通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒への対応
- ・ユニバーサルデザインや合理的配慮を前提とする学級経営・授業づくり
- ・障害の状態に応じた支援機器等を整備とその効果的な活用
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用
- ・通級による指導や自立活動の指導に関する教員研修の充実

# 県立特別支援学校高等部入学者選抜について

実施年度	令和4～6年度	令和7年度～
対象学年		現中学1年～
実施時期	3月（高等学校と同一日）	3月（高等学校と同一日）
学力検査等	<p>国語、数学</p> <p>体育（旧行動・運動能力） 技術（職業）（旧作業能力検査）</p>	<p>国語、数学</p> <p>社会、理科、英語</p>

特別支援学級在籍生徒の各教科の学習評価を  
実態、進路を踏まえて実施することが重要。

新学習指導要領を  
踏まえた  
学習指導の充実

令和5年度  
市町村教育委員会  
教育長・教育委員 研修会

行政説明

「小中学校における特別支援教育について」

ご清聴ありがとうございました。